

改正

令和3年3月31日規則第19号

令和3年6月30日規則第39号

令和4年3月15日規則第14号

令和5年6月30日規則第24号

令和6年3月26日規則第17号

令和7年3月31日規則第6号

長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年長野市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び条例で使用する用語の例による。

第3条 削除

(指定児童発達支援事業所の従業者の員数)

第4条 条例第6条第4項の規定により定める児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 児童指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる単位における障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第6条第2項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第

19条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合计数に含めることができる。

3 条例第6条第2項の規則で定める医療行為は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準府令」という。）第5条第2項に規定するこども家庭庁長官が定める医療行為とする。

4 条例第6条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰(かくたん)吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰(かくたん)吸引等をいう。次条及び第19条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰(かくたん)吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰(かくたん)吸引等業務をいう。次条及び第19条において同じ。）を行う場合

(3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第19条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第19条において同じ。）を行う場合

5 条例第6条第4項の規定により定める主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護職員 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1 以上

6 第1項第1号、第2項及び前項ただし書の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援の提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

7 第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第5条 条例第7条第4項の規定により定める児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 嘱託医 1 以上

(2) 児童指導員及び保育士 次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じそれぞれアからウまでに定める基準

ア 児童指導員及び保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上とすること。

イ 児童指導員は、1 以上とすること。

ウ 保育士は、1 以上とすること。

(3) 栄養士又は管理栄養士 1 以上

(4) 調理員 1 以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1 以上

2 条例第7条第2項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 条例第7条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰(かくたん)吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰(かくたん)吸引等業務を行う場合

(3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

- 4 条例第7条第4項の規定により定める指定児童発達支援事業所において治療を行う場合の従業者の員数の基準は、医療法（昭和23年法律第 205号）に規定する診療所として必要とされる数とする。
- 5 第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 6 第1項第2号ア及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援の提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 7 条例第7条第5項の規則で定める者は、指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者とする。

（設備）

第6条 条例第11条第3項の規定により定める児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

（1） 発達支援室 次に定める基準

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

（2） 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

（通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用）

第7条 条例第24条第3項の規則で定める費用は、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第1号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用とする。

（1） 食事の提供に要する費用

（2） 日用品費

（3） 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、基準府令第23条第4項の別にこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において行うことを要しない健康診断）

第8条 条例第34条第1項ただし書の規則で定める健康診断は、次に掲げる健康診断とする。

（1） 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断

(2) 障害児が通学する学校における健康診断

2 条例第34条第1項ただし書の規定により健康診断の全部又は一部を行うことを要しない場合は、前項各号に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が次の各号に掲げる健康診断の区分に応じ当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係る指定児童発達支援事業者は、当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる健康診断 通所開始時の健康診断

(2) 前項第2号に掲げる健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断

(衛生管理等)

第8条の2 条例第42条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業所等の設備)

第9条 条例第57条第1号の規則で定める要件は、指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員等)

第10条 条例第58条第1号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第25号。以下この項において「指定地域密着型サービス事業基準規則」という。）第18条第6項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス事業基準規則第51条第7項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（長野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第26号。以

下「指定地域密着型介護予防サービス基準等規則」という。)第11条第6項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)とする。

- 2 条例第58条第2号の規則で定める数は、15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(準用)

第11条 第7条、第8条及び第8条の2の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

この場合において、第7条第1項中「第24条第3項」とあるのは「第59条において準用する条例第24条第3項」と、第8条中「第34条第1項ただし書」とあるのは「第59条において準用する条例第34条第1項ただし書」と、第8条の2中「第42条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第42条第2項」とする。

(基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数)

第12条 条例第60条第2項の規定により定める基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

- 2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(準用)

第13条 第7条及び第8条の2の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条第3項」とあるのは「第63条において準用する条例第24条第3項」と、第8条の2中「第42条第2項」とあるのは「第63条において準用する条例第42条第2項」とする。

(基準該当児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業所等の設備)

第14条 条例第65条第1号の規則で定める要件は、指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数と同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

(基準該当児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員等)

第15条 条例第66条第1号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）とする。

2 条例第66条第2号の規則で定める数は、15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第16条から第18条まで 削除

(指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数)

第19条 条例第78条第4項の規定により定める指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる単位における障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごと

に 1 を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1 以上

2 条例第78条第2項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合计数に含めることができる。

3 条例第78条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰(かくたん)吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰(かくたん)吸引等業務を行う場合

(3) 指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

4 条例第78条第4項の規定により定める主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1 以上

(2) 看護職員 1 以上

(3) 児童指導員又は保育士 1 以上

(4) 機能訓練担当職員 1 以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1 以上

5 第1項第1号、第2項及び前項ただし書の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスの提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合计数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第19条の2 第8条の2の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同条中「第42条第2項」とあるのは、「第82条において準用する条例第42条第2項」とする。

(共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業所等の設備)

第20条 条例第83条において準用する条例第57条第1号の規則で定める要件は、指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

(共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員等)

第21条 条例第83条において準用する条例第58条第1号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）とする。

2 条例第83条において準用する条例第58条第2号の規則で定める数は、15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(準用)

第21条の2 第8条の2の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同条中「第42条第2項」とあるのは、「第83条において準用する条例第42条第2項」とする。

(基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数)

第22条 条例第84条第2項の規定により定める基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(基準該当放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業所等の設備)

第23条 条例第87条において準用する条例第65条第1号の規則で定める要件は、指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数と同条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

(基準該当放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員等)

第24条 条例第87条において準用する条例第66条第1号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）とする。

2 条例第87条において準用する条例第66条第2号の規則で定める数は、15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(準用)

第24条の2 第8条の2の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同条中「第42条第2項」とあるのは、「第87条において準用する条例第42条第2項」とする。

(指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者の員数)

第25条 条例第89条第2項の規定により定める指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者の員数

の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1 以上

(準用)

第25条の2 第8条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第42条第2項」とあるのは、「第94条において準用する条例第42条第2項」とする。

(指定保育所等訪問支援事業所の従業者の員数)

第26条 条例第96条第2項の規定により定める指定保育所等訪問支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1 以上

(準用)

第26条の2 第8条の2の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第42条第2項」とあるのは、「第97条において準用する条例第42条第2項」とする。

(多機能型事業所に関する特例)

第27条 多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第4条、第5条、第19条、第25条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項各号列記以外の部分中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号及び同条第2項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第6項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第5条第1項各号列記以外の部分中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第3項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と同条第6項及び第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第19条第1項各号列記以外の部分中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号及び同条第2項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービス事業所」とある

のは「多機能型事業所」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第25条中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第26条中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

(書面に代わる方法等)

第28条 条例第101条第1項に規定する規則で定めるものは、同項に規定する書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)とする。

2 条例第101条第2項に規定する規則で定める方法は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)とする。

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

2 長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則(平成25年長野市規則第13号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

3 長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野市規則第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和3年3月31日規則第19号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。(後略)

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

2 この規則の施行の際現に指定を受けている第4条の規定による改正前の長野市指定通所支援の

事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（以下「旧指定通所支援基準規則」という。）第4条第1項（第3号を除く。）の規定による指定児童発達支援に関する基準を満たしている指定児童発達支援事業者（次項及び附則第4項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、第4条の規定による改正後の長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（以下「新指定通所支援基準規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 3 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準規則第4条第2項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、同条第2項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 4 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準規則第5条第7項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に旧指定通所支援基準規則第12条第1項の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準規則第12条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 6 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準規則第12条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
- 7 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準規則第19条第1項（第3号を除く。）の規定による指定放課後等デイサービスに関する基準を満たしている指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第9項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準規則第19条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 8 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準規則第19条第2項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又

は障害福祉サービス経験者」とする。

- 9 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準規則第19条第6項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 10 この規則の施行の際現に旧指定通所支援基準規則第22条第1項の規定による基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準規則第22条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 11 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準規則第22条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（令和3年6月30日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。（後略）

附 則（令和4年3月15日規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この規則による改正後の長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（以下「新指定通所支援基準規則」という。）第5条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準規則第6条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この規則の施行の際現に指定を受けているこの規則による改正前の長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（以下「旧指定通所支援基準規則」という。）第5条の規定による指定児童発達支援に関する基準を満たしている同条第4項に規定する主として難聴児を通わせる児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準規則第5条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準規則第6条の規定による指定児童発達支援に関する基準を満たしている同条第2項に規定する主として難聴児を通わせる児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所及び同項に規定する主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準規則第6条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（令和7年3月31日規則第6号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。